

改正

令和2年1月19日規則第8号

令和5年3月25日規則第6号

令和6年3月10日規則第3号

令和6年3月10日規則第4号

浜名湖モーターボート競走場キャッシュレスサービス実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜名湖ボートレース企業団（以下「企業団」という。）がモーターボート競走法（昭和26年法律第242号。以下「法」という。）に基づき施行するモーターボート競走（以下「競走」という。）に係る勝舟投票券（以下「舟券」という。）の発売、払戻金及び返還金の交付並びに浜名湖モーターボート競走場内（外向発売所を含む。以下「場内」という。）における取引について、電子マネーにより精算及び決済を行うこと（以下「キャッシュレスサービス」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 キャッシュレスサービスについては、法、モーターボート競走法施行規則（昭和26年運輸省令第59号）、浜名湖ボートレース企業団モーターボート競走事業の設置等に関する条例（昭和42年浜名湖競艇企業団条例第2号）、浜名湖ボートレース企業団モーターボート競走条例（昭和56年浜名湖競艇企業団条例第2号）、浜名湖モーターボート競走実施規程（平成20年浜名湖競艇企業団規程第3号）及びモーターボート競走法第3条に基づく浜名湖ボートレース企業団私人委託実施規則（平成20年浜名湖競艇企業団規則第5号）のほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子識別カード 場内においてキャッシュレスサービスを利用することを企業長が認めた者を識別するための情報等を電子的方式で記録したカードをいう。
- (2) 電子マネー 電子識別カードを通じて、電子的方式で記録された金銭的価値の額を電子情報化したものをいう。
- (3) キャッシュレス投票 電子識別カードを利用して、電子マネーで舟券の購入並びに払戻金及び返還金の交付を受けることをいう。
- (4) キャッシュレス投票機 電子識別カードを利用して、キャッシュレス投票を行うことができる端末機であって、企業団が場内に設置したものをいう。
- (5) チャージ精算機 電子識別カードを利用して電子マネーの設定及び精算を行うことができる端末機であって、企業団が場内に設置したものをいう。

(キャッシュレスサービスの実施に関する事務)

第4条 企業団は、キャッシュレスサービスを実施するため、申込みの受付、舟券の発売、払戻金及び返還金の交付並びにその他場内における電子マネーに関する事務を行う。

(キャッシュレスサービスの実施に関する事務の委託)

第5条 企業団は、キャッシュレスサービスの実施に関する事務を法第32条第1項に規定する競走実施機関又は私人に委託することができる。

- 2 前項の規定により委託を受けた者は、この規則の定めるところに従い、キャッシュレスサービスの実施に関する事務を行うものとする。

(利用者)

第6条 利用者は、企業団が別に定める利用規約を承諾した者とする。

(利用の申込み)

第7条 キャッシュレスサービスを受けようとする者は、企業団が別に定める利用申込書に必要な事項を記載し、企業団に提出しなければならない。

- 2 前項の利用申込書を提出する際には、運転免許証、旅券、健康保険等の被保険者証等、利用者本人であることを証する書類を提示しなければならない。

(利用者の欠格条項)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、利用者となることができない。

- (1) 法第11条又は法第12条に規定する者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者若しくはその執行の免除を受けることのできない者、又は法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者若しくはその執行の免除を受けることのできない者
- (4) 法人（個人事業主を含む。）
- (5) 競走の公正かつ安全な実施を妨げるおそれのある者
- (6) その他企業長が利用者として不相当と認める者  
（電子識別カードの貸与）

第9条 電子識別カードは、企業団が作成し、利用者に貸与するものとする。

（利用者番号及び暗証番号）

第10条 企業団が利用者に電子識別カードを貸与するときは、当該利用者について利用者番号を定めるものとし、当該利用者にあつては、所定の方法により自己の電子識別カードに暗証番号を設定するものとする。

2 企業団は、利用者が他人に暗証番号を知られたことにより生じた損害について、その賠償の責任を負わないものとする。ただし、企業団に故意又は重大な過失があつた場合は、この限りでない。

（利用者台帳）

第11条 企業団は、利用者台帳を作成し、利用者について、次に掲げる事項を記入するものとする。

- (1) 氏名、性別及び生年月日
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) 利用者番号
- (5) 暗証番号
- (6) キャッシュレスサービスの利用開始年月日  
（変更の届出）

第12条 利用者は、第7条に規定する申込書の記載内容に変更があつたときは、速やかに企業団に届けなければならない。

2 企業団は、前項の届出があつたときは、その内容を利用者台帳に記載するものとする。

（利用履歴）

第13条 企業団は、利用者について、次に掲げる事項を含む利用履歴を作成する。

- (1) 利用者番号
- (2) キャッシュレスサービスの利用年月日
- (3) キャッシュレスサービスの利用内容  
（解除）

第14条 企業団は、利用者がキャッシュレスサービスの利用の解除の申込みをしたとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者のキャッシュレスサービスの利用を解除することができる。

- (1) 申込書に記載された事項が真実でないことが判明したとき。
- (2) 第8条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) この規則に違反したとき。
- (4) その他企業長が利用者として不相当と認めるとき。

（代理人等によるキャッシュレスサービス利用の禁止）

第15条 キャッシュレスサービスを利用するときは、利用者が自ら行うものとし、これを他人に行わせ、又は他人の委託を受けて行ってはならない。

（電子マネーの設定）

第16条 利用者は、キャッシュレスサービスを利用しようとするときは、あらかじめ、チャージ精算機において現金を入金する等の方法により、電子マネーの設定を申し出なければならない。

2 企業団は、前項の申出があつたときは、当該利用者の入金した現金の額に相当する額を電子マネーとして設定するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、企業長は、別に定める方法により電子マネーを設定することができる。
- 4 企業長は、前2項の規定により利用者の電子マネーを設定したときは、当該電子マネーの額を控券等により当該利用者に通知するものとする。

(電子マネーの利用限度額)

第17条 利用者の電子マネーの利用限度額は、キャッシュレスサービスの利用の直前に設定されている当該利用者の電子マネーの額とする。

(電子マネーの精算)

第18条 利用者は、電子識別カードの暗証番号を入力することにより、チャージ精算機で電子マネーの額を現金で精算することができる。ただし、利用者の資格を喪失している場合は、企業長が別に定める方法により精算するものとする。

(舟券)

第19条 キャッシュレス投票における舟券の券面金額は、100円の整数倍に相当する額とする。

(勝舟投票法)

第20条 キャッシュレス投票における勝舟投票法は、浜名湖モーターボート競走実施規程（平成20年浜名湖競艇企業団規程第3号）第53条に規定された勝舟投票法に準ずる。

(発売の日時)

第21条 キャッシュレス投票における舟券の発売の日時は、企業長が別に定める。

(キャッシュレス投票の成立)

第22条 キャッシュレス投票における舟券の発売は、キャッシュレス投票機の確認画面において、利用者の購入しようとする舟券の内容を確認した旨を通知し、利用者が購入申込みを承諾した旨を表示したときに成立する。

(キャッシュレス投票の取消し及び変更)

第23条 キャッシュレス投票における舟券の発売が成立した後は、利用者は、舟券の購入の取消し又は購入した舟券に係る勝舟投票法の種類、競走の番号、ボート番号又は連勝式番号の組及び購入金額等の変更をすることができない。

(舟券等の受領)

第24条 キャッシュレス投票により発売した舟券並びに払戻金及び返還金は、企業団が利用者に代わって受領するものとする。

(受付の拒否)

第25条 企業長は、キャッシュレス投票における舟券の購入の申込みについて疑義があるとき、又は受け付けることが不相当であると認めたときは、これを受け付けないものとする。

(発売金の収納)

第26条 キャッシュレス投票により発売した舟券に係る発売金の収納は、電子マネーの設定額から当該舟券の購入額に相当する額を減額することにより行う。

(払戻金及び返還金)

第27条 第24条の規定により企業団が利用者に代わって受領した払戻金及び返還金は、直ちに当該払戻金及び返還金に相当する額を当該利用者の電子マネーとして設定するものとする。

(電子マネー取引)

第28条 利用者は、場内において企業団から商品若しくは権利を購入し、又は役務の提供を受ける取引を行うときに、その決済について電子識別カードを利用して、商品、権利又は役務（以下「商品等」という。）の代金に相当する額の電子マネーの額を減額することにより、当該商品等の代金を支払うことができる。

(電子マネー取引における決済の成立)

第29条 電子マネー取引における決済は、購入しようとする商品等の金額が提示され、利用者が当該電子マネー取引における決済を承諾したときに成立する。

(電子マネー取引の取消し及び変更)

第30条 電子マネー取引における決済が成立した後は、利用者はその決済の取消し及び変更をすることができない。

(個人情報の取扱い)

第31条 企業団は、利用者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

に基づいて取り扱うものとする。

(舟券の閲覧)

第32条 利用者は、第24条の規定により企業団が利用者に代わって受領した舟券について、キャッシュレス投票発売日から60日以内に限り、閲覧することができる。

(異議の申立て)

第33条 利用者は、当該利用者が行ったキャッシュレス投票に関し、当該キャッシュレス投票を行った日から60日以内に企業長に対して異議を申し立てることができる。

(キャッシュレスサービスの記録)

第34条 企業団は、利用者に係るキャッシュレスサービスの内容を記録するものとし、その記録を当該キャッシュレスサービスの利用があった日の翌日から起算して1年間保存するものとする。ただし、異議申立て等に係る記録は、必要な期間保存するものとする。

(雑則)

第35条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年1月19日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月25日規則第6号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月10日規則第3号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月10日規則第4号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。